

岩国市都市計画提案制度手続要領を次のように定める。

平成 23 年 2 月 28 日

岩国市長 福 田 良 彦 岩国市都市計画提案制度手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市決定の都市計画に対する都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条の 2 の規定に基づく提案制度（以下「提案制度」という。）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(提案者の要件)

第 2 条 本市に都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 都市計画の決定又は変更の提案を行う一団の土地の区域について、当該土地の区域に係る所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）
- (2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又はまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 13 条の 3 に規定する団体

(提案の要件)

第 3 条 本市に対して行う都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 本市が決定又は変更する都市計画に係るものであること。
- (2) 計画提案に係る区域が、都市計画区域のうち、0.5 ヘクタール以上の一団の土地であること。
- (3) 計画提案に係る都市計画の素案（以下「計画素案」という。）の内容が、法第 13 条に定める都市計画基準その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。
- (4) 計画素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内に係る土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意（同意した土地所有者等が所有する当該区域内の土地の地積及び同意した土地所有者等が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積及び借地権の目的となっている土地の総地積の合計の 3 分の 2 以上となる場合に限る。）を得ていること。

2 計画提案をしようとする者は、あらかじめ計画提案の対象となる区域（以下「提案区域」という。）内すべての土地所有者等に対して提案内容及び関連する計画について説明を行い、土地所有者等の意見を尊重しつつ合意形成を図るよう努めるとともに、当該提案区域の周辺住民に対し

提案内容、関連する計画、周辺環境への影響等についての説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- 3 計画提案をしようとする者は、前2項の計画提案及び当該計画提案に係る説明を行うに当たっては、あらかじめ市と相談するよう努めるとともに、本市が決定する都市計画に関し、協力しなければならない。

（提出書類）

第4条 計画提案を行う者（以下「提案者」という。）は、前条の説明を行った後、計画素案その他の書類として次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 計画提案書
- (2) 計画提案概要書
- (3) 都市計画基準適合書
- (4) 計画提案図書（総括図、計画図、計画書及び参考図）
- (5) 土地所有者等の同意を証する書類（土地所有者等一覧、同意書、提案区域内の土地の権利関係を証する書類）

- 2 市は、必要があると認めるときは、提案者に対し、次に掲げる資料の提出を求めることができる。この場合において、当該提案者は資料の提出に協力しなければならない。

- (1) 地域住民及び周辺地域に対する計画提案の説明等の措置に関する資料
- (2) 周辺地域の環境負荷への影響等に係る資料
- (3) 岩国市のまちづくりの方針への適合性（上位計画及び関連計画との整合）及びまちづくりへの寄与に関する資料
- (4) 計画提案に基づき実施する事業に関する資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提案内容の説明に必要な資料

（提案の受理）

第5条 市は、提出された書類が第2条、第3条第1項及び前条の要件を備えていると認めるときは、これを受理するものとし、当該案件について審査を行うものとする。

- 2 市は、提出された書類が第2条、第3条第1項及び前条の要件を備えていないときは、提案者に書類の補正を求めるものとする。

- 3 市は、前項の規定による書類の補正要求に対し、提案者が補正を行う意思がないことを確認したときは、当該提案を不受理とし、その旨を当該提案者に通知するものとする。

- 4 市は、計画提案を受理するに当たっては、必要に応じて関係機関等に情報提供を行うとともに、当該提案に対する意見、助言等の協力を求めるものとする。

（提案の審査）

第6条 計画提案の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 岩国市のまちづくりの方針への適合性及びまちづくりへの寄与の度合い
- (2) 提案区域内の住民及び周辺住民との調整状況
- (3) 提案区域内外の環境の保全及び創造への配慮状況
- (4) 計画提案に基づき実施する事業の見通し

(5)前各号に掲げるもののほか、計画提案の内容に関する事項 2 前項の審査は、関係部課等との調整を経て行うものとする。

- 3 市は、第 1 項の審査の結果に基づき、計画提案の採用又は不採用を決定するものとし、計画提案を採用すると決定したときは、これを踏まえた都市計画の決定又は変更の手続を行うものとする。

(都市計画の決定又は変更をする場合の手続)

第 7 条 市は、前条第 3 項の規定により計画提案を採用することを決定したときは、必要に応じて計画提案の趣旨を踏まえた範囲内で計画素案の修正を行った、都市計画の素案

(以下「行政素案」という。)を作成するものとする。

- 2 市は、行政素案を作成したときは、法第 17 条の規定に基づく縦覧等を行うものとし、当該縦覧等により提出があった意見等を反映させた都市計画の案(以下「都市計画の案」という。)を岩国市都市計画審議会(以下「審議会」という。)に付議するものとする。

- 3 前項の規定により都市計画の案を審議会に付議する場合においては、前条第 3 項の規定により採用することを決定した計画提案の計画素案を併せて提出するものとする。ただし、都市計画の案が、当該計画素案の内容と同一である場合については、この限りでない。

- 4 市は、前項の規定により提出した都市計画の案について、審議会の答申を受けて都市計画の決定又は変更をしたときは、提案者にその旨を通知するものとする。

(都市計画の決定又は変更をしない場合の手続)

第 8 条 市は、第 6 条第 3 項の規定により計画提案を不採用とすることを決定したときは、当該計画提案の計画素案を審議会に提出し、意見を聴くものとする。

- 2 市は、前項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案を不採用とすることが適当と認められたときは、当該提案者に対し、速やかに不採用の旨及びその理由を通知するものとする。

- 3 市は、第 1 項の規定により審議会の意見を聴いた結果、計画提案を不採用とすることが適当でない認められたときは、計画提案の採用、不採用について再度検討を行うものとする。この場合において、前 2 条及び前 2 項の規定を準用する。

(提案者による意見陳述)

第 9 条 市は、前 2 条の規定により審議会への付議又は審議会の意見聴取を行う場合は、提案者に対し、あらかじめ審議会開催の通知を行うものとする。

- 2 前項の規定により審議会開催の通知を受けた提案者は、審議会における意見陳述を申し出ることができるものとする。この場合において、意見陳述を行うことができる者は

1 案件につき 1 人とする。

- 3 市は、前項の規定による申出を認めない場合には、その理由を記載した書面により提案者に通知するものとする。

(提案に係る情報公開)

第 10 条 市は、受理した計画提案に係る内容及び採用又は不採用の結果並びに不採用の場合にあつてはその理由をホームページ等において公表するものとする。ただし、岩国市情報公開条例(平成 18 年条例第 20 号)第 7 条各号に掲げる非開示情報に該当する場合は、この限りでない。

(様式)

第 11 条 この要領に定める様式は、別に定める。

(その他) 第 12 条 この要領に定めるもののほか、都市計画提案制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則この要領は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。